

## 要望書

2020年10月29日

寿都町議会議員 ●●●●様

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会  
048-0401 寿都郡寿都町字新栄町 101-6  
0136-62-3630

### 住民投票条例に賛成してください

#### 1. このたびの住民投票条例の直接請求について

日頃からお世話になっております。

10月23日、私たちは、片岡春雄町長に「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例」の制定を求める署名簿を提出しました。片岡町長は10月8日に文献調査への応募を表明、9日に東京で応募書類を提出しましたが、私たちの請求は地方自治法に則って行ったものですから、片岡町長は、自身の行った応募とは関係なく、請求を受けた日から20日以内に議会を招集し、議会に付議しなければなりません。

今のところ、11月12日頃に臨時議会が開かれると聞いております。その議決の際に、賛成票を投じてください。

高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる文献調査については、賛成・反対の意見をそれぞれの議員さんがお持ちであることは、重々承知しておりますが、住民投票条例への賛成・反対は、それとは別のことであるはずで

NHKの報道によりますと、今年2月から8月まで、議会全員協議会の場において、高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる議論がなされていたといます。しかし、その議論は町民から見えないところで行われてきており、議事録は公開されていません。8月13日の北海道新聞の報道によって、この問題が明るみに出て以降、片岡町長は、産業団体や町民への説明会、また、NUMOや経済産業省を呼んでの説明会も行ってきましたが、反対や憂慮の意見を述べる町民との議論は平行線をたどってきました。10月8日に行われた議会全員協議会も非公開でした。その場では、議員の議決も取らなかったと聞いております。

つまり、片岡町長は、町民の意見は聞き捨て、議員の議決もないまま、まったくの独断で、今回の応募に踏み切ったのです。町民も議会も軽視されたのです。文献調査への応募は、町長ひとりの判断で進められるという法律的な欠陥があり、それを逆手にとった、非民主的なやり方でした。応募の根拠としたのは、「私の肌感覚では町内の過半数以上の賛成を得られ

ていると感じる」という個人的な印象にすぎません。

私たちは、8月から9月にかけて文献調査に反対する署名を集めていましたが、「反対なんだけど、署名はちょっと…」「勤め先から署名すると言われていて…」などという言葉が聞かされることが一度や二度ではありませんでした。約800名の署名をいただきましたが、私たちの肌感覚では、拙速かつ、町民を無視した独断的な文献調査への応募に反対意見や疑問をもっている人は、はるかに多いと感じます。

しかし、町長の肌感覚と私たちの肌感覚のどちらが正しいのか、言葉で争ってもしようがありません。賛成する町民が多いのか、反対する町民が多いのか、それを把握するためには、無記名の住民投票を行うことが一番です。賛成が多いのなら、片岡町長は胸を張って、今回の応募は正しかったということができます。反対が多いのなら、応募は撤回してもらうほかありません。しかし、反対が多くとも、それを認めて、潔く身を引けば、片岡町長のこれまでの業績がすべて崩れ去ることはありません。ここで住民投票をせずに、来年秋の町長選挙まで、現在の片岡町政が支持を受けているのか否かごまかしたままにすることは、ますます町の分断を進めていくことにつながるでしょう。そして、来年秋の町長選挙で片岡町長が落選するような結果となれば、片岡町長自身にも大きな傷が付くことになります。町民の会の会員も、これまで片岡町政を支持してきた者が大半です。片岡町長のこのたびの非民主的かつ独裁的なやり方に直面し、戸惑いつつも、反対の声をあげてきましたが、これ以上、争いを引きずることは好んでいません。この問題は、いま、白黒をはっきりさせた方がいいのです。住民投票の実現に力をお貸してください。

## 2. 精密調査前の住民投票では遅いです

10月22日の読売新聞のインタビューで、片岡町長は「住民投票は精密調査前」に行うという考えを示しています。

しかし、それでは遅い、ということを指摘しておきます。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」では、「所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」とされているのは概要調査の段階です。

精密調査の段階では、知事・市町村長の意見を尊重するとは書いていません。「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」によると、精密調査地区の選定にあたっては、「意見を有する者は(中略)機構に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。」とあるだけです。つまり、知事・市町村長の意見は、一般市民の公募意見(パブリックコメント)程度の位置づけにしかになっていないのです。

片岡町長は、梶山経済産業大臣から受け取った文書を示し、調査は途中でやめることができると主張していますが、その文書においても、「経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはありません。」としか書

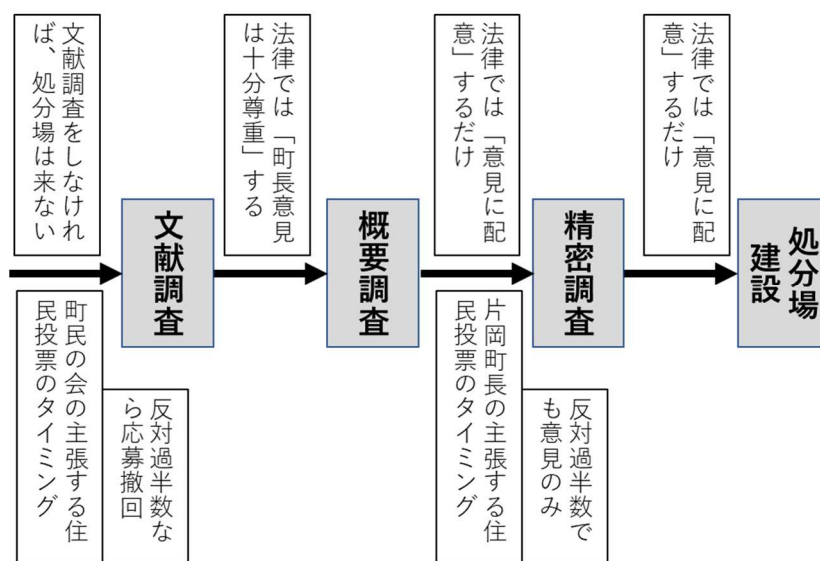
かれていません。精密調査の選定にあたって意見を聞くのかどうか、また、その意見を尊重するのかどうか、触れていないのです。

このように、概要調査地の決定段階と精密調査地の決定段階では、市町村長の関与の度合いに明確な差異があるのですから、どんなに遅くとも、概要調査の前段階で民意を問うことが必要です。住民投票を行うのなら、どんなに遅くとも、概要調査の段階でなければ意味がないのです。

では、概要調査地の選定段階で住民投票をすればよいかといえば、そういう話ではなく、基本的に「十分に尊重」という話に留まっているので、この段階で、もし寿都町民が反対の民意を示し、そのときの寿都町長が反対意見を述べたとしても、国やNUMOがその通りに動くとは限りません。文献調査をしたという履歴が消えるわけでもありません。

精密調査前では、町長意見は配意されるだけです。明らかに手遅れ、概要調査前では、町長意見は十分尊重するとはされていますが、決定権はNUMOや国側にあります。いま、文献調査前に民意を問うことが大事なのです。

< 処分場建設までの流れ >



### 3. 応募後の住民投票の意味

私たちが10月7日に、住民投票条例の制定を求めて、署名簿を選挙管理委員会に提出したにもかかわらず、10月8日に片岡町長は文献調査への応募を表明しました。そのため、応募後に、応募に関する住民投票を行っても意味がないのではないか、という声が聞こえてきました。しかし、そうではないことを知っていただきたいです。

条例案で問われているのは、「応募に対する賛否」です(第2条)。したがって、応募した後でもそのことに対する賛否を聞く意味はあります。

また、町長の尊重義務も「応募に関する事務の執行」です（第 3 条の 2）。したがって、応募した後の事務執行についても含まれると解釈できます。

#### 4. 他市町村の住民投票条例について

寿都町には、住民投票条例が設けられていませんが、住民投票条例が設けられている自治体も多くあります。これらの自治体では、住民投票を求める要件をあらかじめ定めておき、それが整えば、議会とは関係なしに必ず投票が実施されます。たとえば、道内では、遠軽町や芦別市・北広島市・美幌町・苫小牧市・北見市・占冠村などに住民投票条例があります。

苫小牧市の「住民投票制度の意義と位置付け」には、「市政の重要な課題について、住民の意思を的確に把握し、最終的な判断を行うことは、市民自治を進める上で有益かつ重要」とあります。また、住民投票は、「議会や市長の意思決定に住民意思を反映させるための手段であることから、現行の自治体の政治制度である間接民主制を否定するものではない。また、住民が自らの意思を直接表明することができることは、市政の活性化されるとともに、議会や長の役割について、その重要性が大きくなることにつながると考えられる」ともあります。住民投票制度を作り上げ、市政の重要な課題が議論になったときには、この制度を積極的に活用して、市政の方向を定める、それが議会や市長の役割をより重要なものにするのだという決意が込められています。

いま、寿都町を大きく揺るがせている文献調査への応募問題を、苫小牧市の「住民投票の制度の意義と位置付け」に当てはめると、まさに「市政の重要な課題」であり、「住民の意思を的確に把握し、最終的な判断を行う」べき事柄であり、住民投票を行うことは、町民の自治を進める上で、「有益かつ重要」だと言えます。

なお、私たちの確認できた範囲では、道内の自治体 179 市町村のうち 72 市町村において、住民投票条例が制定、もしくは、まちづくり基本条例などのなかに住民投票に関する規程が含まれています（「条例 Web アーカイブデータベース」による）。これだけの市町村で、間接民主制を補完する役目としての住民投票制度に期待して、条例を設けているのです。今回、私たちが請求したのは「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例」というシングルイシューの条例ですが、将来的には、寿都町も、住民主体のまちづくりをすすめるため、包括的な住民投票条例、もしくは、まちづくり基本条例などのなかに住民投票に関する規程を設けるべきではないでしょうか。

#### 5. 地方自治制度における首長・議会・住民の相互関係について

最後に、地方自治制度における首長・議会・住民の相互関係について触れておきたいと思います。

議院内閣制を採る国政とは異なり、地方自治制度では、ともに公選の首長と議会が住民の代表を務めるという二元代表制が採られています（大統領制と言われることもあります）。

二元代表制が採られている趣旨は、ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視していくというものです。

その上で、条例の制定改廃権は議会に専属しています（地方自治法 96 条 1 項 1 号）。条例制定においてイニシアチブを発揮すべきなのはまずは議会であり、首長の政策方針に対して独立対等の立場から議会としての意見を出して、議論していく必要性があり、そのことが地方自治制度における二元代表制の本来の在り方であるといえます。

その上で、二元代表制を採る地方自治制度において、住民はどのように位置づけられるでしょうか。地方自治体は、住民の自治による統治団体であり、首長・議会は住民によって選ばれる代表機関として、選挙による住民の信任に依拠して活動を行うという間接民主制が採られています。その上で、間接民主制による弊害の除去のために、地方自治法は直接民主主義的な制度として、住民の直接請求権を定めています。

今回、寿都町政史上初の住民投票条例制定の直接請求が行われた背景には、町民から見て、町長や議会に任せていて大丈夫なのか、間接民主制が機能不全に陥っているのではないかと、という不信感があることは重々承知していただきたいと思います。このことは、条例制定請求が直接民主主義的な制度に基づくものであることに加えて、請求内容自体が住民投票の実施という、究極の直接民主主義ともいべき事柄の実施を求めるものであるということに、強く表れています。

そして、間接民主制による弊害除去のための直接民主主義的な制度としては、条例制定請求権のみならず、首長や議員の解職請求権（いわゆるリコール。地方自治法 80 条、81 条）や議会の解散請求権（地方自治法 76 条）も定められている、ということをご認識していただきたいと思います。

末筆になりますが、11 月 3 日に、小泉純一郎元内閣総理大臣を寿都にお招きして、講演をしていただくことになりました。小泉氏は、フィンランドで建設途中の地下処分場を見学に行き、地層処分の困難さを悟り、原発を推進してきたそれまでの態度を 180 度転換され、全国で講演活動をなさっています。私たちは、会の結成以来、小泉元総理に寿都においていただき、講演してもらえないかとお願いをしてまいりました。

ご高齢でもあり、遠い寿都までは、とても来てはくださらないだろうと思いつつも、あきらめずお願いしてきましたが、町民の意見もきかず、また議会を開くこともなく、一方的に、肌感覚だけで文献調査への応募に片岡町長が手を上げようとしている状況をご覧になって、ついに、寿都まで日帰りという強行軍で講演に行くとのことのお返事を 10 月に入ってからいただいたのです。小泉元総理のご決断の重みを、寿都町を代表する議員の皆様には深く受け止めていただきたいと存じます。

11月3日の講演会にはぜひおいでいただき、直接、顔をあわせて、ご高齢にもかかわらず、遠路はるばる寿都にまで来てくださった小泉元総理をねぎらっていただき、また、そのご講演に耳を傾けていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

敬具